

見附市選挙管理委員会告示第29号

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙における見附市の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項により読み替えて準用される同法第39条の規定により次の場所に設ける。

令和8年5月13日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

期日前投票所を設ける場所      ネーブルみつけ研修室1